

参議院建設委員会會議録第十一号

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)午前十時三十七分開会

委員の異動

二月二十一日委員泉山三六君は辞任した。

本日委員小山邦太郎君及び松野孝一君辞任につき、その補欠として草葉隆圓君及び紅露みつ君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 稲浦 鹿藏君
田中 一君

委員

石井 桂君
草葉 隆圓君
紅露 みつ君
西岡 ハル君
武藤 常介君
内村 清次君
重盛 壽治君
安部 清美君

政府委員

建設政務次官 徳安 實藏君
建設省住宅局長 神田 治君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

参考人

横浜市建築局長 内藤 亮一君
日本建築家協会常務理事 大須賀矢雄君

清水建設株式会社 吉川 清一君
社専務取締役
日本大学助教授 市川 清志君

本日の会議に付した案件

○建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(早川慎一君) これより建設委員会を開会いたします。

まず委員の変更について御報告いたします。

二月十九日佐野廣君が委員を辞任され、その補欠として泉山三六君が委員に選任されましたが、同君は二月二十一日委員を辞任されました。

○委員長(早川慎一君) それでは、これから建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本法律案についての参考人の方々から、意見を聴取することになっております。

まず、参考人の方々に御挨拶申し上げます。本日は、御多忙中のところ、委員会のためにわざわざ御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

当委員会は、目下建築基準法の一部を改正する法律案を審議中でありますが、この際、専門の方々から、本法案についての御意見を伺い、法案審議に遺憾なきを期したいと存じ、本日御出席をお願いした次第であります。その旨、御座りながら、本法案について

と存じます。

これから、さっそく参考人の方々に御意見を伺いたいと存じますが、議事の整理の都合もございまして、御意見をお述べ願う時間は、御一人当り十五分程度にお願いいたします。その後委員からの御質問に対して、お答えをいただきたいと存じます。

と存じます。

それでは、まず横浜市の建築局長内藤亮一君にお願いいたします。

○参考人(内藤亮一君) 私、横浜市役所の建築局長の内藤でございます。建築基準法の一部を改正する法律案につきましての参考意見を申し上げます。

建築基準法が昭和二十五年に制定されました。今日まで八年余りを経過しておりますが、その間、今日までに数次にわたる改正がございまして、それはほとんど他の法律、たとえば消防法とか、清掃法とか、他の法律改正に伴う附随的な改正であったわけであります。今日まで、これという改正は行われていなかったわけであります。これを第一線で行っておりますところの地方公共団体は、もちろん、学界、建設業界、設計監理協会、その他からも、相当改正を要望する声が従来からもあったわけでございまして、今回の改正案は法律の基本的事項にわたる改正ではないかと思っております。よりまして、各方面から要望のありました点につきまして、政府がござい

まして、われわれ地方公共団体の施工担当者としてしましては、なお一部の、若干の問題点もございまして、今後検討を要する面もございまして、原則的には、この法律案に賛意を表するものでございまして、

以下、法改正の要項の各項目につきまして、主として地方公共団体の担当者のお立場から意見を申し上げます。なお時間が十五分という委員長さんのお示しでございますので、時間の余裕がございましたら、お許しを願います。なお今後の基本的な問題点について、二、三参考に御意見を申し上げます。

まず要項にございまして防火とか耐火に関する規定のことでございまして、建築基準法制定当時は、昭和二十五年ごろは、まあ相当わが国の工業生産の回復がございましたけれども、まだセメントとか、鋼材等の防火あるいは耐火の材料の生産も、今日ほど十分ではなかったわけでございまして、しかしながら、今日におきましては、工業生産並びに国民経済力も発展いたしましたので、今日においては、今回の改正案は、お

おむね適切なものであると思っております。特におおむね適切なものであると思っております。特におおむね適切なものであると思っております。特におおむね適切なものであると思っております。

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

今日においては、今回の改正案は、お

なかつたものが、簡易耐火構造でいいというように、ある面では強化され、ある面では緩和された面もございますが、これは、大都市よりは、むしろ中小都市の不燃化促進には相当役立つのではないかと考えてございます。

この字句のごとでございますが、建築学会あたりでも、むしろ不燃構造という名前の方がいいんじゃないかという意見もあつたのでございます。事実、アメリカの建築法規などでは、不燃構造、あるいは三十分耐火構造、一時間耐火構造、二時間耐火構造というように、相当、何といひますか、理論的に耐火構造を分けておるわけでございます。現在のわが国の段階におきましては、すでに住宅金融公庫法、その他の関係法規でも、簡易耐火構造という字句が使われておりますので、現在におきましては、今回のような定義の仕方が適当しておるのではないかと考えてございます。今後の問題点といたしましては、やはりだんだん耐火構造とか不燃構造というの、もう少し精密に規定することが必要になってくるのではないかと考えてございます。現在の段階では、今回のような規定で適切と思つてございます。

次に、道路に関する規定でございますが、これは要項には、何か道路に関する規定の整備とございます。が、これは整備というの、一つの緩和的な措置だろうと思つてございます。法律の緩和と思つて。横浜市あたりでは、あまりこの必要を精切には認めておりませんが、地方の中小都市、特に漁港など傾斜地にある一つの市街地でありまして、都市の状況によりましては、市街地の敷地面積が非常に不足するわ

けてございますが、そういう都市におきましては、現在六尺ないし八尺くらい道の狭いところがあるところがありまして、四メートルをすくさま要求するということとは、現実には、火事で一軒焼けても建築不可能になる、敷地がとれないといったような例も、広い日本の市街地にはあるわけでございます。これは極端な例を申し上げましたが、そういうような緩和も必要であり、また大都市におきましても、不整市街地、ちよつと困難だと思つもの多数の中にはないでもございませぬ。

これら必ずしも四メートルにまで拡張しなくてもいい、これは市街地建築物法の当初の時代では、一間半からスタートしたのであります。途中におきまして、市街地建築物法が四メートルに拡充され、現在の建築基準法は、それをそのまま受け継いでおるわけでございますが、建築基準法の適用区域が相当全国に広がりますと、同じ都市計画区域内の一部においては、やや厳し過ぎるという面が今までもないでもないように思つてございます。そういう意味で、若干緩和するということ、地方都市の特殊性によつては、適切な措置だと思つてございます。ただこれも、そういう都市は、えてして火災その他災害の危険が非常に多いわけでありまして、中には、消防ポンプも入らないというような漁港の市街地なんかもあるわけでございますから、これらを法律で緩和するの、けつこうでございますが、別途に、そういう非常に災害の危険な都市の根本的な災害防止をどうするかということ、あわせて検討いたしませんと、片手落ちになるのじゃないかという点が考えら

れまして、そういう点を、つまりそういう都市の、都市なりの都市の改造とか、根本対策を講ずることが、あわせて望まれるわけでございます。

第三番目には、用途地域に関する規定でございますが、用途地域内の制限、すなわちこの法律では、別表について、いろいろな業態のものが、あるものは住居地域に原則的に禁止される、いろいろ、まあ別表にあるわけでございます。建築基準法当時は、市街地建築物法の規定を十分には検討されなかつたきらいがあるわけでございます。しかしながら今日におきましては、戦後非常に産業の発達に伴ひまして、一部においては、実情に合わないものが相当見られるようになったわけでございます。

一例を申し上げますと、たとえば横浜市内において、鶴見のある住居地域内の金属のつち打ち加工、これは自動車工業の下請の小さな工場でございますが、これが現在では、住居地域内において制限されておりました。ところが行って見ますと、相当の七、八十ホーンの騒音がある。付近では、なるほどこれではとても夜も眠れないし、昼だって困るだろうというのがあるわけでございます。これが裁判になりまして、そういう建築を取り締らぬのはけしからぬというので、平沼市長も訴えられて訴訟を起されておる事もあるわけでありまして、ところが現在では、どうにもそれはしょうがない。少くとも建築基準法では、制限がないのであります。今回これらが、金属のつち打ち加工、プレス、裁断、そういうものが、住居地域内において新しい制限される。それから商業地域内のドラ

ムカンの洗浄とか再生、これらも横浜市内で、騒音の關係で問題になった例もあるわけでございます。これらも、今回新しく規定されておるようでございます。

一方、たとえばガソリン・スタンドとか、ドライ・クリーニング工場などは、最近ガソリン・スタンドが、非常に多いのでございますが、これらは、地下にガソリン・タンクを設置いたしまして、相当消防当局も、嚴重な試験をしております。そうしますと、ほとんどガソリン・スタンドの火災の危険は、全国的に見ても、その例がないくらいでございます。そんなに危険物処理に神経質にならなくてもいいんじゃないか。現に商業地域あたりにおきましては、もうほとんどが許可されておる。ところが公聴会をいたしますと、むしろ反対が、やはり相当あります。中には、ガソリン・スタンドがふえ過ぎまして、同業者からの反対もあるといったようなことも見られるわけでございます。これらは、つまり設備さえ十分にすれば、災害の危険は、もうほとんどなくなるわけでございます。から、こういうものは、もう制限から少くとも商業地域の制限からは、はずしてもいいんじゃないかと、こういうふうにも思つてございます。

むしろ別に取り締るならば、交通信号等のある、オー・ストップのある近くは、交通上の妨害になるというようなことで別の方面から制限する方が正しいのではないかと考えてございます。

またドライ・タリー・ニングなんか、なるほど一部使用する洗剤によつては、危険の場合もございまして、こ

れも作業場を耐火構造にするというようなことをすれば、住居地域はともかくとして、商業地域にドライ・タリー・ニングを制限するのは過酷ではないか、そういう場合には、木造ではないけれども、作業場を耐火構造にすればいいといったような方法で認めていく、許可の対象からははずすというところも、合理的ではないかと思つてございます。これは、詳細は政令に譲られておるようでありまして、法律の改正案に考慮されておるといふことは、けつこうなことだと思つてあります。

また、ある塗料の焼きつけとか、あるいは加熱乾燥、それにはアクロレインという有毒の、有害のガスが発生して、商業地域内では禁ぜられておるようでございますが、最近では、赤外線乾燥なんかをするようになりまして、これらは、対象からははずしてもいいと、われわれかねがね思つておりました。が、今回、そういうような措置がとられておりますことは、一歩合理化されたものと思つておるわけでございます。

また、この用途地域に関連いたしまして、特別用途地域といたして、今回規定されておりますが、これは、たとえば川口市のごときは、ほとんど鋳物工場で成り立っておるような次第であります。現在工業地域とかというところに、工業地域にするというようになつては、まずい点もあるわけでございます。これらの特殊な産業で成り立っておる市につきましては、特別用途地域性も考慮してもいいのじゃないか。これは地方自治の精神からいって

も、そういうことはあり得ると考えなければならぬと思っておるのであります。そういう制度が立てられれば、それは、地方公共団体の側からいえば、それだけ地方自治の推進ということになるわけでございますから、これを政府の指導のもとに適切に行うならば、いい制度だと思っておるわけでございます。

それから次は、建築物の高さと空地の規定でございますが、正直に言つて、今回の改正案は、まだ根本的な解決をされておらない点があるわけでございます。いざば空地につきましても、高さの制限についても、若干の緩和はされております。この高さの問題、空地の問題は、まだ今回の改正では十分—非常にむずかしい問題で無理からぬ点もございまして—検討されておらない。これは高さとか空地の規定は、実はアメリカのビルディング構造には規定されておられません。アメリカのビルディング構造は、大体耐震の問題、耐風、それから防火、つまり災害防止と衛生的な問題が主でございますが、高さと空地では、アメリカでは都市計画に基きました地域条例、すなわちゾーニング・オーデイナンスで規定されておるわけでございます。これは、建築基準法の第一条に言う「国民の生命、健康及び財産の保護」というのは、アメリカのビルディング構造には、そういうことがうたつてありますけれども、都市計画といつて、もう少し高度の文化の問題でございます。高さがどれだけあるから、地震に危ないだろとか、どれだけ空地があるから、健康が保持できるのだというような問題を離れまして、

もう少し高度の都市計画からの規定でございます。この問題は、なかなかむずかしい問題でございます。今回、十分解決されておませんが、一部、若干緩和されておりますが、地方に於ては、空地の制限が、横浜市内の一部にもございまして、少しきつ過ぎるという面も、広い市街地の一部にはございまして。そういう場合の緩和には、役立つわけでございますが、反面におきまして、郊外地におきましては、果して今のような制限でいいかどうかという点が問題があるわけでございます。時間の関係で、詳細は申し上げませんが、今後の研究問題だと思います。

第五番目は、違反是正の措置でございますが、第九条の規定に、違反建築についての緊急必要のある場合には、職関等の手続を経ないで工事の停止を命ずることができるようになります。それから罰則、第九十八条に、現行法の罰金刑に加えて六月以下の懲役も課することができるようになります。これは、まあ違反是正措置としては、地方公共団体の立場といたしましては、賛意を表するものでございます。

次は、建築手続に関する規定の整備でございますが、このうち相当国民生活に、建築手続を速くする方に関係もあり、地方公共団体にいたしましては、最も深い関心を持っておりまして、一つは、この手数料についてでございます。横浜市の実例を申し上げると、横浜が、神奈川県から行政事務の委託を受けたのは、昭和二十六年の秋でございます。発足当初の昭和二十七年の予算を見てみますと、手数料収入が六百万円、支出が七百万円に

ございまして、うち六百万円が人件費、百万円が事務費でございます。市費の持ち出しはわずかに百万円でございます。ところが三十二年の予算を見てみますと、手数料収入は約八百万円、それから支出は人件費が千五百万円、約二倍になっております。これはベラス・アップ—約二倍くらい—のペース・アップになっております。それと、職員増加でございます。事務費が三百万円、差し引きいたしまして市費の持ち出しが一千円、これは地方の行政事務をただ手数料だけでまかなうというのには、私はいけな思っております。少くとも手数料と同額くらいは、地方公共団体が経費を支出すべきであるという点から考えますと、これはやはり、この程度の手数料の増額は、地方公共団体の立場からしましては、お願いしたいというふうな思っております。

ただ、ここにわれわれ注意しなければいけませんことは、第七条の規定に竣工検査を、建物ができますと、担当する建築主事は、竣工検査をしなければならぬ。えてして人不足によりまして、竣工検査を省略するような場合がありまして、これは手数料は、確認の手数料だけでございまして、こういふことを今回の手数料増額とともに、一そう履行しなければならぬ。また建設省あたりからも、各地方公共団体の手数料値上げと同時に、確認の事務はもちろんで、現場をよく検査をすること、そうしてあとから建物を直すというふうなことがないように、途中においても、よく十分に指導するといふようなことを、あわせて考えなければい

けないのではないかと思っております。以上が大体の要項についての意見でございますが、なお、今後相当の面について、まだ大幅な改正を検討せられなければならない。先ほど、一例として高さの問題、空地の問題を申し上げましたが、私が最も最近関心を持っておりますのは、郊外地の宅地開発の問題でございます。

これは、最近のある週刊雑誌に載っておりますが、宅地分譲業者、よく新聞なんかで広告しておりますが、郊外地の開発をいたしますときには、将来、ふたたびそれを都市計画的にも、あるいは区画整理だとか、公けの金を授けて改良しなくてもいいだけの自信を持って開発しなければいけないわけでございますが、この宅地分譲業者の現状を見ますと、また一般的に、宅地分譲業者の開発ばかりではございませぬ。一般郊外地の開発状況を見ますと、非常に遺憾の点があるわけでございます。アメリカでは、連邦政府の住宅庁が各地方公共団体にサブディビジョン・オーデイナンス、これは私なりに、これを土地分譲条例と訳しておりますが、こういう条例を地方公共団体が作ることを、連邦政府の住宅庁が、つまり政府が勧告しております。これは、宅地分譲する場合には、将来の都市計画なり、地方公共団体の施設に適合しないものは、分譲を認めない、開発を認めないというようなことが主たる内容でございますが、こういうような問題を、これは建築基準法の対象にすべきか、別途の法律を必要とするかといふことは別といたしまして、一つの大きな問題点でございます。現在私の聞

き及ぶところによりまして、宅地分譲業者は、建設省所管の法律といたしましては、宅地建物取引業法がありまして、ところが郊外地の農地は、農地法でございまして、山林をもちに開発するわけでございます。山林として売るのであって、宅地として売るのでないから、宅地建物取引業法の対象にならないというふうなことも聞いております。これらの問題は、今後の研究問題の大きな問題だと思っております。

その他今後の問題も相当ございまして、けれども、一応、時間も超過いたしましたので、この程度で終ります。

○委員長(早川慎一君) ありがとうございます。参考人に対する質疑は後刻一括してお願いしたいと思います。もうしばらくお待ち願います。

次は、日本建築家協会理事大須賀矢雄君にお願いいたします。

○参考人(大須賀矢雄君) 私、日本建築家協会の常務理事の大須賀でございます。

本日、本委員会に出席して意見を述べることができまます機会をお与え下さいましたことに敬意を表します。

私ども、一般民間の設計者、建築家の集りでもありまして、協会の研究の集りでもありまして、いろいろ研究いたしましたところがありまして、われわれの一番申し上げたいことは、現在の社会一般の情勢及び建築の技術の進歩し、発展しましたことに関係しまして、基準法の内容が、だんだん改善されなければならぬ時期にきていること、これはどなたもお認め

なっておりますことだと思っております。こ

き及ぶところによりまして、宅地分譲業者は、建設省所管の法律といたしましては、宅地建物取引業法がありまして、ところが郊外地の農地は、農地法でございまして、山林をもちに開発するわけでございます。山林として売るのであって、宅地として売るのでないから、宅地建物取引業法の対象にならないというふうなことも聞いております。これらの問題は、今後の研究問題の大きな問題だと思っております。

その他今後の問題も相当ございまして、けれども、一応、時間も超過いたしましたので、この程度で終ります。

○委員長(早川慎一君) ありがとうございます。参考人に対する質疑は後刻一括してお願いしたいと思います。もうしばらくお待ち願います。

次は、日本建築家協会理事大須賀矢雄君にお願いいたします。

○参考人(大須賀矢雄君) 私、日本建築家協会の常務理事の大須賀でございます。

本日、本委員会に出席して意見を述べることができまます機会をお与え下さいましたことに敬意を表します。

私ども、一般民間の設計者、建築家の集りでもありまして、協会の研究の集りでもありまして、いろいろ研究いたしましたところがありまして、われわれの一番申し上げたいことは、現在の社会一般の情勢及び建築の技術の進歩し、発展しましたことに関係しまして、基準法の内容が、だんだん改善されなければならぬ時期にきていること、これはどなたもお認め

なっておりますことだと思っております。こ

き及ぶところによりまして、宅地分譲業者は、建設省所管の法律といたしましては、宅地建物取引業法がありまして、ところが郊外地の農地は、農地法でございまして、山林をもちに開発するわけでございます。山林として売るのであって、宅地として売るのでないから、宅地建物取引業法の対象にならないというふうなことも聞いております。これらの問題は、今後の研究問題の大きな問題だと思っております。

その他今後の問題も相当ございまして、けれども、一応、時間も超過いたしましたので、この程度で終ります。

○委員長(早川慎一君) ありがとうございます。参考人に対する質疑は後刻一括してお願いしたいと思います。もうしばらくお待ち願います。

の改訂に当りましては、末梢的な改正は避けて、民間の学識経験者等を中核として調査会に類するものを設けまして、都市計画と建築技術等の面にわたり、十分な検討をしたのちに、根本的にこれを改革して、改正していただきたいというきわめて強い希望がございます。これは、全般的の問題でございますが、今回行われようとしております基準法の改正に對しまして、さしあたり、次のようなことを考慮していただきたいと思ひます。

それは、大体二つに分けてまして、一つは、全面的に改正するということと、もう一つは、今度の改訂の内容についての希望でございます。

全面的な改正の問題は、大体二つございまして、その一つは、建築基準法と都市計画法との間の関係を合理的に調整していくということ、これは、建築基準法は、現代都市として、合理的に発達していくことを計画する都市計画との関連の中におきまして、現在都市計画法の方にも、いろいろ実情に合わないものもございまして、建築基準法の方にも、もちろんあるわけでありまして、これを基準法と都市計画法と両方を並行して改正をやっていくということが望ましいと考へております。

それから第二は、法の簡素化と建築士の判断の範囲を拡張するということが、及び建築審議会、公聴会等をもっと活発に運営していくということでありまして。

設計の水準も、だんだん向上して参りましたし、建築士法の確立もされておりますので、法による規制というものは、立法の基本的な意思を表わすこ

とを重点にいたしまして、きわめて簡略にしたい。そうしまして、建築士としての判断の範囲を広く認める。そして、技術の進歩だの、時代の移り変わり等によって変わっていきますことに對処するために、法は、ごく簡略にしておいて、あと、政令と地方条例にこれをまかすという方法をとっていただきたいということでありまして、そして公けの決定を必要とするような場合に、公聴会、審議会、専門家等の意見を十分聞かれて、民主的に、早くこれを結論を出していただきたい。

大体、これが全面的な改訂の分でありまして、内容的な改訂の項につきましては、すでに今度の改訂で、織り込まれている点もございまして、全然方向が違ふものも、中にはございまして、まず、内容的な改訂を希望するものは、大体まとめまして、五つございまして、一番の大きな問題は、建築物の面積と高さの制限を、全面的に容積の規制に切りかえるということでありまして、都心の、非常に交通の混雑しているのを緩和し、また非常に小さい敷地の統合によつての計画が合理化するよ

うな取扱いをするという観点からあります。非常に、この観点から処理します。非常に有利であります。プレミアム法——まあここで、プレミアム法と申しましたが、プレミアム法——の精神のものを立法化していくということが望ましいと思ひます。それを希望するのであります。プレミアムと申しますと、これはアメリカの、ニューヨークのファイナデルフイアで市街地、日本の、今、現状の市街地で困つたようなことを経験いたしました結果、編み出されたところの、プレミアム法と申

しましたが、プレミアム・アクトではありませんで、こういうやり方というよ

うな意味で申し上げたのですが、そのプレミアム法は、ある一定の敷地がありまして、その敷地に建てられる面積、その面積は、公共的なパーキングだとか、あるいは歩道とかいうようなものに利用することができるといふスペースを残すということにおいて、それだけのものを、上へ積足せるといふことであります。従ひまして、高さの制限、面積の制限が、ここで根本的に變るのであります。

例をあげて申しますと、たとえば千平米の敷地がありまして、現在で例をあげますと、その八〇％建築面積が許されている場合に、そうしますと八百平米の建築面積を持てるわけであり

ますが、その場合に、今申しましたような方向に使うということにおいて、五百平米の建築をしたという場合に、三百平米が残るわけでありまして、この三百平米をパーキングだとか、あるいは歩道とか、そういった公共的な、公用的なものに利用していく、その三百平米に建てられるだけの面積を、五百平米の建築物を建てたその上に載せてもよろしい、こういう意味であります。そうしてなおかつ、プレミアムと申しましたのは、その上にアルファ、若干の高さをまだ載せてもよろしいというような意味でございまして。

こういうことによりまして、市街地の交通緩和とかというふうなもの、非常に問題になっております駐車場等と同時に、解決されていくものになるのじゃないかと思はれるのであります。それから現行法の建築率とか高さとか

かというものの制限が非常に行き詰まると、方々で矛盾を起しているというふうなことは、よくあることであります。また、広い敷地が、狭い道路にはさまれているために、大へん不経済な、建築的に非能率なものができなければならぬというふうなことが、たびたび起つていくわけでありまして、こういうことによつて、交通の緩和をするというふうなことが、同時に、特に都心でありますが、都心に、小さい敷地があつた場合に、これを一緒にし、敷地地、数十敷地を一つにして、建築物を建てていくという方法として、やはりこのプレミアム法が非常に有効じゃないかと、こう考へる次第であります。

その次に、居室の採光面積、換気面積と居室の床面積との関係であります。が、天然採光とか、換気というものは、特に、そういうものを必要とする住宅とか、学校とか、診療所、寄宿舎、下宿というふうなものに限りまして、その他のものに対しては、今、現在でも地下建築物で認められておりますように、人工的の照明、換気ということを嚴重にするということ、これを地上にでも認めるということ、これを地上でも認めたのが、地上で認められないということも、はなはだおかしなことではあります。特に窓を必要としないのじゃないかに、窓があつては、都合が悪いむしろ都合が悪いような建物がたくさん出てきています。百貨店とか工場とか研究所、講堂というふうなもの、よくこういう問題にぶつかつておるわけでありまして、これは、もちろん防火とかあるいは避難とか衛生とかいうふうな

設備の面は、十分に厳にしていって、地上でも、これを認めてやるということ、が、実際に合つたものじゃないかと思ひます。これは、今度の改訂で、これと同じような処置のできるようにならうに取扱つてはあつたのであります。が、はつきりこれをつけ加えていただくということが望ましいと思ひます。

第三番は、合理的な都市計画の観点から、地域性の設定と、建築物の地域制限及び道路、それから計画道路の中の建築物に對することを検討して是正してもらいたいということでありまして。

今度の改正にも出ておりますが、簡易耐火構造というものを、耐火構造と防火構造の間に位置されて取扱われて、一般的の木造から、だんだん簡易耐火の方向に持っていく、都市を不燃化に持っていくという御趣旨は、これは非常にけっこうなことだと思ひます。ただ、この計画路線、施行年度の未定であるとか、あるいは非常に先へ行つてのものとか、長い間かかるというふうなもの、場所に建てるものであります。これは防火地域の場合でございまして、現在は、二階以上はいかんとかいろいろな制限がございまして、これは、防火的あるいは耐火的な建築物を建てても、将来除くところと、将来残存させておく部分の接続させるところの取扱い方を考へたならば、別に不自由なく解決できるのじゃないか、従ひまして二階であるとか、あるいは鉄骨であるとか、ブロックでなければいけないというふうなことは、いや、ちゃんとした耐火構造のものを建てても、あるいは三階でも四階でもよろしいということにされることを希望するのであります。

それから第四は、許可確認の迅速化と建築行政業務の簡素化ということでありませう。

まず消防法とか、その他建築に関係しました法則法類等を一元化するということでありませうが、現在の状態でありませうと、非常に複雑でありませう、この許可確認をとるまでに相当長期な時間にかかるとなると、これが実情でありませうが、これを今申しましたように一元化したならば、もつと、これが期間的に短かくすることができ、建物を建てる方の側、建築主の側からいいますと非常に利するところが多いと思ひます。

それからもう一つ、各官庁に建築に關してのいろいろな基準がございませうが、これを統一していただきたいというところであります。同じような問題に對して、官庁が違つたりしているのが、ごくわずか違つたりしてはいるが、そういうような点は、これを統一していただきたいということでは、それからも一つ、許可、確認の手續のことであります。相当地な建物になりませうと、現在要求されていませう許可申請、確認申請の書類を作りませうのは、膨大なものでありませう。相当期間かかるわけでありませう。これは建築主の方の側から申しますと、その間、手はつけられない。六カ月も、長いのは一年もかからなければ、申請書類がなかなか完備しないことがありませうが、それを、そういうことを除くと同時に、これを見られる方の側の官庁も、非常に手数が省けるだろうと思ひませうが、申請に要する書類といふものは、審査に必要な最小限の設計書

類にしたいだいて、それによつて、認可の見通しははっきりつけられるようにして、細部の設計は、その後にするということにして、必要によつては、分割的に申請することができるようになりませう。といひませう。形にしたいだいて、といひませう。とは、最初に、大体の計画をもちませう、大略の計画をもちませう、審査を願ひませう、これでよろしいということになりませう。初めはほんとうの設計にかかるといふと、そして全部のものがまとまる前に、基礎なら基礎、あるいは構造体なら構造体というようなもの、切り離して考えることができないものは切り離して申請して、その許可をもちませうということにしていただきたいと思ひます。

それから最後に、用語の定義を明確にしていただきたいということでは、これは、特殊建築物というものの中に、鉄道とか地下鉄の駅とかいうようなものが含まれていないように見受けられませうが、これは、当然特殊建築物として取り扱つていただかなければいけません。いんじやないかということでは、それから法規、まあ法の中には、そういうことは比較的見受けられませう。政令その他では、同じようなことを意味するのに違つた言葉が使つてあるということがありませう。これを、これをせむ、どちらかに、きちつと統一していただきたい。

それからこれは、ごく小さいことになりませうが、構造の方で主要構造部といふことが出ておられますが、これは今度の改正で、その意味が取り上げられて処理されておるようでありませう。主要構造部と小ばりとの関係でございませうが、これを改訂のものには処理されて

おるようでございませう。それから最後に建築物と工作物の区分を、もつと明確にしていただきたいということでありませう。

それから、これは今度の改正でも、実施できるようにはなつたようでありませうが、—実際には、現在でも行われはなつたようでありませうが、特に特殊建築物の定期的の検査、これは、保守監理の面に、非常に関係あることでありませうが、これをきちつとやつて、報告をとるならと、これには、非常に手数のかかることでありませうから、われわれ建築士をこれに活用していただけたら、これは不可能なことではないのじやないか。

それから、ごく一般的問題に返りますが、われわれは基準法、建築士法というような、ばらばらな形ではなく、これを建築法という一つの法の中に入れて、今の基準法に合うものは、物法の方にのべていきませう。今の建築士法に当るものを人法という形にして、現在の建築士法というものの性格を、資格法であるか、業務法であるか、ちよつと判断しにくいような点を、はっきりさして、人法というものを確立してもらいたいということ、そのほか、かまかい点もございませうが、これは、時間がありませうと申しますが、申し上げさせていただきます。

○委員長(早川慎一君) ありがとうございます。次は、清水建設専務の青川清一君。○参考人(青川清一君) 私は、清水建設の専務でありませう。私、清水建設の専務でありませう。青川清一でありませう。ただいままでの他の参考人のお方の

お話、まことに専門でございませうが、私も、建築の學問はいたしましたけれども、請負業、建設業の實際業務に携わりませう。すでに三十三年、こういう各一項目につきませうの意見を申し上げませう。三十三年にわたつて、長年改正されませう。制定された基準法を当てはめられませう。建物法を建て参りましたもの立場と申しますか、建てておりましたときに、周辺の関係をする市民、ないしはこれを建てていきます地主、この間におきませう、トラブルをだいで感じて参つたわけでありませう。その中で、現在改正、一部なさいませう法律案を拜見いたして参りますと、まことに、一つ一つ思い當る節がございませう。これは、一つ一つ論議申し上げませう。これは、もう常識論でありませう。皆様先刻御承知の通りでありませうから、概括的なことを先に四、五分申し上げさせ、いただきます。特に気づきの点だけを補足させていただきますと思ひませう。

法律の改正案の出ました御趣旨にございませう。結局、目的は、法は最低の基準を認めて、一般大衆と申しますか、国民の生命やら、健康やらあるいは財産やらの保護をはかるという御趣旨でありませう。なお公共の福祉も増進するといふことを目的として、この改正が起きたと承知するわけでありませう。

そういう観点から申し上げますと、まことに、ただ一部の改正にとどまらませう。もつと諸般設備の発達、あるいは人口密度の集中、あるいは交通の問題などを勘案いたしますと、これを建築

的な用語で基準法の項目に従つて、そこに、現わされておるようなことになりませう。何と申しますか、ある特定の人のだけが、非常にこの規則があるために、合理的であつて、しかも利得をして、しかしそうでない方が、特定の個人の迷惑をこうむるといふ問題が、あまり解決されてないといふ問題が、そういう問題によつて、いろいろのトラブルが、最近非常に多いのでありませう。

まあ早く申しますと、都心に大きなビルができる。まあ、これは商業地域だから、みな覚悟はしておつたとは思ひながら、一歩住宅地域に近づいて参りますと、昨今ごらんの通り、旧、一流の住宅地と申されました青山南町一帯、あるいは麹町一帯、そういう所は、まだ大きな家がありませうが、目白とか、目黒とか、あの周辺、市川方面に行きませうと、零細な家屋、住宅が縮比してはいるわけでありませう。たまたまそこに、大きな土地でもありませうと、いきなり四階建から、もうひどいのは、五階建が思う存分建てられる。

そうすると、一べんに十軒、十五軒が、目録に入つてしまふ。こういう問題で、—私ども、注文を受けて建てる立場から、もう注文をただけで、やむを得ずスタートはいたしまさるが、その目録になる方からのいろいろな苦情を伺ひませうと、板ばさみになる。ある場合には、お願ひをして、施主から、一、二階を削つて、五階の物は、三階にしていただいたり、ないしは六階の物を四階にいただいたり、たまたま施主の方に理解がございませうれば、そ

ういう御近所と申しますか、公共の福祉も考るといふ企業者もございませぬ。中には、いやもう、何が何でも建ててしまおう、これは合理的である。建ててしまおう、そのあとの結果として、軒前後の小住宅がおおわつてしまおう。こういうようなことは、何とかならぬものかと考えているわけでありませぬ。申しますならば、純粋の住宅地域内における高層建築は、現在二十メートルでございまして、かになつてゐるものであります。せめて、まあ昔でも、そう高い建物は、なくも済んだのでありますから、暫定的にでも、高さは三階建にするとか、あるいは日陰をあまり作らぬとか、何か工夫が考えられないかと、かように考えているのであります。まあ、そういう問題。

また先ほど出ましたように、災害、防火、特に防火の点で、災害という項目から、窓の少い、あるいは窓のない建物、あるいは逆に、窓だらけの建物、これは窓だらけのことは書いてございませぬけれども、何か、どっちにしても、建築が国際的になりまして、めか、地震のあります日本も、地震のない外国も、あるいは防火設備の完備してゐる外国も、それほど完備してない日本も、建築の意匠というものが、ほとんど国際的になりまして、あるいは窓がないといへば、まるで窓がない。あるいは窓があると申せば、窓だらけの、ガラスだらけであるというように、さらにつけ加えて、あまりにガラスばかりであった場合には、どういふことが予想されるだろうか。防火の点についても、あまり賛成もできない

ように思うし、まして地震のときは、大きな構造体は全部耐震的でありませぬ。建物も微動だもせぬでありませぬ。例によりませぬ、大正十二年のときと相互の前の星製菓の建物におりました私どもは、窓のガラスが、窓のガラスが内外にはせて飛んだのであります。建物自体は微動だもいたしませんけれども、高層建築のガラス張りの建物がゆれて、これが割れて上からも落ちる、通行人はけがをする、こういう状態が予想されませぬし、あるいはガラスに弱いものです。昭和二十年の東京の爆撃のときにたまたまおりますと、ビルディングに向けて炎がいきますと、窓からガラスがどんと割れて火が通上へ外の窓を伝つて入ることもいとや

すいということもありませぬ、防火に關する規定、そこにお書きいただいた改正案は、そこにお書きいただいたものであります。この際これにどうも、どうかこの次の機会、常に新しい材料、新しい意匠の進歩もいたしますことであるから、次の機会に常にこういう問題をお取り上げたい、耐震の問題も同様、国民の健康を保護するということからお取り上げたい、用途地域は、先ほど申し上げました通りでございまして、いろいろな産業がどんどん発達し、それに対する災害の除去が構えられて参りますれば、そういう事業がはたされていくのは当然でございませぬ。また予想もできない新しいものがふえてくることも考えられま

するので、将来ともこういう問題は取り上げいただき、研究を願う委員会なりを御設置願うことが非常によろしいかと思つております。

これは蛇足でございませぬが、違反是正の措置をお書きになられませぬ。意味は、おそらく職後、不法占拠による都市計画の実施不円滑ということから特にお取り上げになつたのではないかと申すのであります。こういう明らかにかに悪質なる違反、あるいは不法占拠の上に無免許の建物を建てる、あるいははまるきり違反の建物を、がんとして、何度勧告をされても建てていくという、きわめて明白な悪質なもの、大いに、この法を設けて、停止命令なりあるいは体刑なりはつけようでありませぬが、ただ、こういう問題で、どの審査を経ずに体刑になりませぬ、正直申して、請負会社はほとんど全部ひっくられるのではないかと実は思ふのであります。極端な例を申すと、最近急工事が非常に多くなり、施主の都合もありませぬが、また国家の要請もありませぬ、公共団体の要請もありませぬ、諸手續が全部完了して工事にかかる例が多いのであります。そうでない了解事項で、黙認といひますか、了解事項でかかるといひますか、役所、手続自体がまだおくれ、役所に出でない、こういうケースも非常にふえて参りました。未手続の建物をやつてゐるからといひて、いきなりぶち込まれますと、建設業者はいなくなつてしまふおそれもありますので、これはどうかこの法を実施なさいませぬ。この法をどうするかといふことについては、くれぐれも実情に即したお取扱いを希望する次第であります。

以上、非常に専門でなくて、参考人の責任が果せなかつたかも知じませぬが、長年こういう規則のもとに作られた設計によつて建物をやつて参りました経験者といひまして、近隣との問題、特に最近トラブルのふえておりました近隣の問題、工事を行なつたため騒音、工事を完成するための近隣に對する光線、その他が当らなくなるとかいふ近隣の問題、こういう問題を痛切に感じておられますので、どうか実情に即して今後とも御審議をしていただきたいと、かように考へませぬ。

○委員長(早川慎一君) ありがとうございます。それでは、次に日本大学助教授の市川清志君にお願いいたします。

○参考人(市川清志君) 私は、日本大学で都市計画及び建築法規という講座に屬しておられます市川清志でございます。

今度の建築基準法の一部を改正する法律案、全般的には、学会でも専門委員会がございまして、そこでの検討を経ておりますことでもあります。私もこの改正案に賛成でございます。けれども、部分的にはいろいろと意見がございませぬので、それについて若干意見を述べさせていただきます。

火災の出火の件数といふものは非常に少い。ところが、一件当りの被害額といふものは、アメリカあたりに比べても、非常に日本は高い。そういうことから考へ合せませぬ、こういう防火に關する規定といふものは、ふだんは何でもなくとも、一朝事があったときの被害といふことを考へませぬ、ただでさえ資源の少い日本のごとでございませぬから、むしろ厳に過ぎるといふふうに思われるくらいに程度にまで引き上げるということが望ましいので、そういう意味合いにおいては、建築基準法実施以来八年間の実績にかんがみて、

あまり高い水準の規定のために、防火地域あるいは準防火地域というふうなもの、構造制限をする区域が日本全体では非常に少い、都市の面積に比べて、むしろ規定を緩和することによつて、むしろ地域を拡大しようといふ今の意図に對しては全面的に賛意を表するものでございませぬ。

それから次の道路あるいは用途地域、建築物の高さと空地、こういう一連のものは、いずれも都市計画と密接な關係にあるものでして、特に道路關係といふものは、今もお話し申し上げましたように、大体こういう道路幅の狭いといふような所は地方の中小都市に多いわけがございまして、そういう所は、家屋も密集してございませぬ、しかも、その家屋といふものは、ほとんどが木造建物といひてよろしいと思ひます。それで、建築基準法実施以来、むしろこの道路幅員といふことが、建物を建てるということの一つのブレーキになつてきたといふことが実情ではないか。それを緩和するといふこと

たわけでございますが、当時から特に設計監理協会、建築士事務所の方もあまりこまかく書かないで、良識ある建築家にまかせようという声があったわけです。そのときわれわれが考えましたのは、一つはアメリカの建築法規を――当時駐留軍に占領されておったのでありまして、皆英文官報にして向うに提出して、アプループがなければ国会へ提出できなかったものであります。そこでアメリカの法規なんかを大いに参考にしたのであります。アメリカの法規も相当こまかく書いておるわけでありまして、ただ非常に例外が多い、ただエグゼプションとして非常に例外が多い。除外建築物として、ただし行政官庁必要なと認められるときとか、支障ないと認められるときは知事の一方的解釈でほとんどできたのであります。アメリカの法律はいろいろな除外例もありまうけれども、一々どういふ場合にと詳しく条件を書いて、ただし書きを適用しているわけでありまして、やはりアメリカも相当こまかく規定をしております。また当時法務局で――

――当時法務局長官でしたかな、意見局長官としても、今日の法務局で御審議いただと、やはり政令にまかせるといふことは、条例ならともかく、政令にまかせるといふことは、それだけ公務員にまかせてしまふことでは、やはり法律である程度書かなければいかぬというので、当時政府の原案は相当大幅に、もう少し法律に、こういうことは法律事項だということに相当法律に引き上げられたことがあります。たとえば天井の高さとか床の高さといふことはもう技術的でないかと思ひましても、やはり当時の法

制局の意見では、法律で詳しく書け、書いた方がいいと、こういう意見であつたのであります。今日でもある程度、現在程度のことややはり法律で書かれなければならないというふうに思つております。その点は遺憾ながら大須賀参考人とはちよつと意見が違ふのでございます。

そこで、しからば条例の問題でございますが、現行法でも法律の四十条と四十一条に、四十条では、地方公共団体がその土地の特殊な状況によつて、なおかつ安全だとか、衛生確保が期せられないというときはブラスすることできます。それから四十一条では、ある地方では少しこの制限がきつ過ぎるといふことは条例をもつて緩和することもできるわけでありまして、私が当時考へましたのは、一つのスタンダードである基準法でもって全園一律にやるには、なかなか困難な点もあるから、相当一定の範囲内において地方公共団体でブラス、マイナスしてもいいじゃないかといふことを考へたわけでございます。アメリカは各都市で、御承知のように自由な立場で地方自治からビルディング・コードを作つておるわけでありまして、各都市まちまちでございます。わが国では市街地建築物法時代から中央集権的な法律になつてゐる。まあどちらがいいかといふことは問題でございます。アメリカでもやはり最近あまり各都市がまちまちでありまして、なるべくこれを統一したいという運動も起つておるわけでありまして、まあその両方の中庸をとらなければいけないといふことで、四十条と四十一条が準備されているわ

けでございますが、ただ残念なことに、四十条と四十一条は第三章以下、つまり道路、用途地域、それから高さとか空地という都市計画的な面ではブラス、マイナスができないのであります。それでアメリカはビルディング・コードは――日本の法律ではまあ一章、二章、せいぜい三章まで、道路までのことは書いてございますが、ほんとうの意味の都市計画的な面のことには、先ほど申し上げましたように、ゾーニング・オーデインランスでやつてゐる。これはもう完全にアメリカでは地方自治であります。ある都市ではもう少し建築物を立体化しようという場合も起りましようし、ある非常にいい住宅都市ではそんなに高くは困る。つまり先ほど清水建設の吉川さんもおっしゃいましたように、アメリカでやつてゐるようになつて、もういい住宅地域、つまり一戸建、二戸建の住宅地域ではアパート建築なんかを制限している地域もあるのでございます。そういうようなことをやはりこれはまあ地方条例でできるよりにしないといふ、日本のいい都市の建設というものは、まあ非常にこれは極端な言い方でありまうけれども、建築基準法自身がそれを阻害しているのではないかといふ点がないでもないと思つてあります。そういう点はある程度、まあ今度でも特に用途地域だとか、若干地方の条例にまかせるといふ規定もございまして、今後は――まあ今回はこれでやむを得ないと思ひますけれども、今後はこういう点はどうも少し地方条例にまかしていかないと、ほんとうの日本のいい都市計画はできない。それには第一、アメリカのビル

命、健康、財産、それを確保するための最低の基準と書いてある。それから美観地区だとか、それから非常に快適な住宅地域だとか、それからある場所は非常に高層化しようだとかいふような都市計画的な面は、第一条にははつきりと出てこないものであります。承りまして、建設省でも第一条の改正を、つまり都市計画的な制限もするのだ、ただ実利的な、生命、健康、財産、地震に大丈夫、また火事にも安全といふたようなこと以外に、もう少し文化国家としての気のきいた都市が日本に二つ三つあつてもいいじゃないかという点からいいますと、そういうような制限は第一条からは出てこないものであります。ほんとうはこれもまあ改正が期待されるわけでありまして、今後はできなかつたのであります。今後の問題として大いに期待するわけでありまして、

○田中一君 それからこの防火に関する規定の整備、今私たちはもうこの基準法の施行令なんといふものは全然読んだこともなくて、ある場合に調べてみるという程度なんです。そこで先ほど四人の方々皆さん言つてゐるよりに、建築材料の進歩といふものは相当なものなんでしょう。そこで基準法の施行令には、たとえば耐火木材といふことがあつて、そんなものはないと作つたことがないのです。ところが基準法には耐火木材といふものが書いてあるのです。ところが日本で耐火木材を作つてゐるメーカーが一人もないのですよ。にもかかわらず書いてある。そのため一部の耐火木材を持つてゐる者が不当な利益を得てゐるといふ場合もあるのです。そこでまた日本の場合は自由な資本主義経済ですから、どんなものを作ろうと

自由なんです。そこで建築材料に関する規定と申しますか、これを使えばこうだ、あれを使えばこうだ、といふようなことが施行令に数々入つた方がいふことのお考えか。ただ基本的な不燃材料とか何とか、抽象的なものでそれを示そうとするか、これはいろいろ問題があると思つてゐる。これは直接に建築材料を販売してゐるメーカーに、影響も悪影響もあるわけなんです。そういうものを示さなければこれはならぬわけですね。だからこうした問題のないうち、防火に関する指示の問題のときに、そういうものを入れた方がいいと思ふか、そういうものは避けた方がいいと思ふか、その点どうか四人の方に伺いたいと思つてゐる。四人の方に

○参考人(大須賀矢雅君) 私最初にちよつと申し上げました。先ほどお尋ねになりました点であります。これは法をできるだけ簡潔にするといふことを申し上げましたのは、今度、現在われわれが直面しておりますように、法を改定するといふことはなかなか容易なことではないと思つてゐる。それで法といふものはよく簡潔にして、そう變えなくてもいいよな形にして置く。そして時々刻々といつたら大げさであります。交りまう建築の技術の向上、水準が高まるといふこと、建築材料の新しいもの、あるいは現在あるものが改良されていって、非常に優秀な性質を帯びてきたといふようなものに対して、そのときどきにすぐ間に合うよりに、非常にいいものが出て、これが建築基準法に出てないからこれは使えないのだといふようなことのないよりに、そう

いうものは政令とか地方条例で取り扱って迅速にそれに合うようにする。これがためには先ほど内藤さんがおっしゃったように、いろいろ弊害もございませぬと思ひますが、その弊害を除くために、官民及び学識経験者、中には一般の方を加えてもけっこうだと思ひますが、調査機関を、調査会のようなものをこしらへまして、そういう法規を作る前に十分検討していただいて、その上でこれを作るということをしていただきたいと思います。

それから地方条例にまかせると、非常に乱雑になってひどいものになりはしないかという懸念もあるように伺いました。これはそういうことをされないように本案に規定しておけば差しつかえないのじゃないか。特に都市計画法では各地方々々にも地方の委員会があるようでありますが、そういうものとの向い合った形で、今の建築の方に関係した法案が審議されていくていく、という形が望ましいと思ひます。

それから後ほどの御質問に対してはほかの方々のあとでいたします。

○参考人(市川清志君) 私の意見は、建築の技術というものは、あるいは材料の生産というものは非常に進歩が早い。で法律やあるいは政令というようにものに盛り込んでおくと、どうしても実情から一歩ずつ遅れていくということが實際だろうと思ふ。そうかといつてそれを地方の公共団体にゆだねるといふのも、今の日本の実情からいいますと、地方の各都市というか各都道府県ごとに、そういう材料を試験したりなんかをする機関が十分にございませぬばよろしいのですが、実情必

ずしもそうとはいひがたい。そこでやはり省令によつて告示をしていく、そういう方向をとつた方がよいのではなからうか。ですから法律や政令の中でも比較的ばく然とした表現をしておいて、具体的な表現はむしろ告示その他に譲る、省令にゆだねるといういき方の方がいいのではないかと、いふふうに私は考えます。

○参考人(吉川清一君) ただいま田中さんからの御質問ありましたが、今三方申しましたように、建築材料というものは、かりに防火というものを取り上げると防火材であるとか、あるいは耐火材であるとかいう言葉はいろいろありますが、今日まで非常に長い間いろいろのものが變つて参りました。あるいは防火塗料も最近できてきたようでありまして、今後もおそらくできるであろうと思ひます。従つて、そういうものの名前を列挙いたしますよりも、何を耐火といふ何を防火材といふかというようなことは、この文章で十分だと思ひますので、それを、日本に、JISというスタンダードがありまして、建設省の技術研究所もございまして、昔のように戻つて、そういうところで国の検査を通つた材料を必ずJISの判を押して、耐火度何度まで耐火材とし、何度までを何にするというようなことは、建築研究所のようなどころにJISをきめていただいで、官民共同で協議の結果スタンダードを一つきめておきますれば、あとどういふ新材料が出ましても、試験方法を同一にいたしますれば、国家試験に通るか通らぬかというようなことで材料の証明になりますと、全国と申して

もまあ日本の全国はカリフォルニア州

にもならないような狭い所ですから、あつちこち設けなくても十分その点間に合うように考えます。

○参考人(大須賀亮一君) 今吉川さんが申されましたことに関連してありますが、現在の法規の中にいろいろ品名が出ております。たとえば防火材とか耐火材とかいふのが出ております。これを一々品名をあげずに、耐火材なら耐火材、防火材なら防火材といふだけに示されて、あとはJISの何々といふような現わし方に統一していただいで、新しいものが出てきた場合でも、JISによつて規定されるものでない以上は使用ができません、JISでこうといふふうなきめられたものは自由に使つてよろしい、という考え方に切り換えていただくと、これからのいろいろな技術の方面も材料の方面も新しく進んでいくと思ひますので、それに合せるには、むしろそういう方法のきめ方をとつていただいた方が都合がいいのじゃないか。しかもこれを使ひますのは普通一般の大衆でなくて、一般の方々でも特にこれに関心を持っておられる方は別として、大体においてこの法規を使ひますのは専門家が多数と思ひますので、そういう形にしていただいた方が非常に繁雑でなくなる、将来の變化発達等にも順応していけるというふうにご考慮願ひたいです。

○参考人(内藤亮一君) 大須賀さん、吉川さんのJISもけっこうございませぬが、現在の建築基準法でも第三十条に「特殊の材料又は構法」といふ見出しで、新しい材料とか構法方法が出ましました場合に、建設大臣が、その建築材料または構造方法が、規定と同等

以上の効力があると認めた場合においてはさし支えない、という条文がございませぬから、これでもやつていいし、JISできめるのも一つの方法でけっこうだと思ひます。

○田中一君 これはかく競争が激しい建築材料メーカーにとつて一大事なわけなんでしょう。たとえばJISにしても日本規格協会が扱つていふようです。これは通産省関係で扱つていふんです。だから結局、建築研究所がそういう機関をもつて、建築に関する一切の材料といふものは、建築研究所がJISをきめるということならいざしらず、通産省が主管して、単なる用途等については十分考へておられますけれども、そのものずばりの問題は考へてまでの方がいるかいかかわらぬといふことになるんです。それから使う方の側もそうなんです。新しい工夫で別の用途に使つていふ場合もたくさんあるんです。だからこの問題は、非常に今後……、現在の施行令にいろいろ表わし方をしているというところは、一体あなたがつつた時分にどういふ考へでやつたかといふことなんです。この前も私は指摘したんですが、今ではそういうものを作つていふメーカーがひとりもおられない。材料を指定してあるんです。たとえば防火木材か耐火木材かといふことを指定してあるんです。これはちよつと認定といふものがそれになれば、それに似たようなものを一つ一つ規定しておくことになるわけなんです。法律できまつていふから、そうすると、たくさん出てくるんです。そうすると、今内藤君の言うように、あなた

の方が法規を扱つておる建築の技術

家がおるでしようが、それが材料のこゝとまでわかりませぬか。おそろくわかりませぬよ。自分で使つたことがないんですからおそろくわからぬと思ふんです。それくらゐりつぱな者だつたら行政官になりませぬよ。(笑聲)だから今JISとかあるいは一定の機関で公示せよといふことなら基準が表われますが、あなたの言うように、法規を扱う行政官が認定するなんといふことはこれは不可能、かえつて危険です。内藤君が、まさかやたらに新材料を横浜でもつて採用していふわけじゃないだらうけれども、そういう考へ方は僕はいかぬと思ふ。だからこの点は今、住宅局長も指導課長もいるんだから、その点をどういふふうにならうか、これはいづれば法律の審議で聞きませぬけれども、あなたの方の御意見はこれでわかりました。

それから許可、認可の確認といふか、申請手続の簡素化といふことをおっしゃつていふようですが、実情はどうなんですか。実情は非常に思ひます。一方、内藤君が、人間がおられない、人件費が、予算が足りません、これは全体の政治の問題であつて、だから少しでも人間をふやすために手数料を上げてくれといふことになつてくるのか、その点はさつきの内藤君の御意見で考へたわけなんです。だから手数料が上れば、予算がたかさんもらえらうのか、あるいは予算がもらえらうのか、人件費もつて定員がふえるといふのか、その点内藤君どうなんですか。

○参考人(内藤亮一君) この地方公

共同体も、やたらに、やたらにという用語が、職員の数がだんだんふえがちでございまして、上層部はできるだけそれを制限しよう、われわれもそれは当然だと思っておるわけでありまして、そこで横浜市の実情を申し上げますと、各主事が自動車のみならず運転して検査をして回るといふまでには至っておりませんが、今度各区に全部スクーターなんかを一台配置することにしております。それから本部にはジープを置きましてできるだけ能率化するというような、そういう費用なども、これは人件費とは直接関係はございませんが、そういう方面で行政をできるだけスピード・アップするということに考えております。もちろん現在絶対数は不足しております。どここの公共団体も必ずしも十分と思っております。従って、やはり手数料の増額というものの全部が人件費に回るのほどかと思ひますが、たとえば神奈川県庁あたりでもスクーターを置くとかいうことで、そういうサービス面にこれは投入しなければいけないというふうな思っております。まあいろいろお尋ねもございましたが、その点だけちょっとお答えいたします。

○田中一君 戦後は木造建築も届出して許可制度になっていまして、これは建築物そのものに対するというものはなく、不法建築とか他の方の要素でそういうことをしたのだと思ひます。今では届出制になっていまして、木造建築のある一定の規模以外は認可制でございませぬ。今はそうでしょう。そうするとこれは前進したわけですか。こういうのは一応正常化した、建築そのものも一応良心的になったと思うので

す。そうすると、さっきも大須賀さんが言っているように、一級建築士に相当な権限を委譲する形はどうなんですか。

○参考人(内藤亮一君) 簡単な建物につきましても、田中委員さんのおっしゃるようなことも考えられると思ひます。どういふふうにするかと申しますと、これは一つの案でございまして、建築士に第一的な責任を持つてもらう、そこでただ、建築士ももし設計とか工事の監理を誤りますと、建築主に不測の損害を与えるわけでございまして、そこで念のために法に合っているかどうか、あるいは強度計算に、構造計算に間違いがないかどうかということをチェックしてもらおう、それ、もしこれは自分が絶対自信があるからチェックは要らぬと思へば、たどこどこにどういふ建物を建てるといふ、写真真も何も要らないで何か一枚の紙に届出しておく、そうしてそのかわりに、もし法に合わないいろいろな事故が起つた場合には、一切建築士が責任を持つということを第一的にしまして、そうしてただ、多数の中には間違いということもあり得るわけでありまして、念のために建築主事がチェックする、建築士が希望すればチェックするという制度を考えられることと思ひます。まあそこまで行つていかどうかということ、これは建築士にも相当幅があるわけでございます。特に木造の建物になりますと、二級建築士になる。最近に一つの例を申しますと、横浜である一級建築士が二十何坪のブロック造の住宅を建てました。これが地盤が丘陵地でありました。これが敷地の一部が盛り土で

あつたわけでありまして、そのために、竣工して建築主が入りましてから一月足らずでだんだん不同沈下が起きた。とうとうどうしても危険というわけでは建築主がそこに住んでいない。今あき家になっておるわけでございまして。これは建築主も最現場へ一度行つておられます。ただそのときに、山の上でございまして、土地が切つた土地であつて盛つた土地でないというふうな判断して、特に注意を与えなかつた、しかし工事中に基礎工事をやりまして、あるいは建築士がついておれば、これは一部盛り土があるから、くいでも打つとか基礎を深くするということを、そのとき適切な措置をとればよかつたのであります。そういう適切な措置がとられなかつたために、今、県の建設審議会の紛争処理委員会に、建築主から百万円の損害賠償がかかつておるわけでございまして。そういう場合もあるわけでございまして、まあ一律はいかない問題でございまして、今、田中委員さんのおっしゃつたようなことは、やはり研究の余地はあると思ひます。

○参考人(市川清志君) 先ほど申しましたように、建築基準法自体の持つてくる性格が、建物の個々のものに対するの構造とか設備に対する規定と、それから都市計画的な規制という二つの面を持つていられるために、非常にむずかしい問題を含んでいられるじやないかと申す。私が考えますのは、建物の個々の構造とか設備、そういうものについてのことは建築士に責任を持たせるといふことで、これは省いてよろしいと思ひます。けれども

も都市計画的な規制というものは、これは建物個々の問題じやないもので集団的な規制なので、これはやはり行政官庁が一応見るといふことが必要だといふふうな考えです。

○田中一君 問題は、強度計算とか構造計算というものは、もし場合によつたらば県庁いわゆる行政官庁、これは特定の行政官庁ですが、そこを中心にしてそういう機関を持つてほしいので、そこでやつたものは全部いいのだとなれば役人の手は省ける、また申請の費用も市役所に行かないでそこでやはり経費をとればよつたにできる。そんな手数料を上げるということも望ましいことじやないのです。法律は千円以下になつていまして、だからどのくらい上げるか政府にただしていませんけれども、どのくらい取るつもりでございませぬか。その計算の場合にはどのくらい取るのが望ましいと考へておられますか。

○参考人(内藤亮一君) 現在でも小住宅、特に住宅金融公庫融資の住宅とか十五坪とか二十坪の住宅は、地方公共団体として住宅難緩和の一役も建築士は買つておるわけですから、これは増額することは望ましくないと申す。ただアメリカの例を申し上げますと……

○田中一君 アメリカの例は聞かないよ、日本の例でいい。

○参考人(内藤亮一君) 建築工事費の何パーセント。日本ではそこまではないので、まあ坪数によつてやつておる。大きな、たとえば土地によつては一万坪のビルもあり、五千坪のビルもあるわけでありまして。そういうような場合には事実相当職員はそれを

チェックし、また現場でも工事監理をコンクリートのテストとかそういうことをしているわけですか。

それらに対して最高は現在の三千円が一万円になるわけ、これはその程度の負担は、そういうような建築主から見れば、相当の建築士に委嘱して、設計とか工事監理を委嘱して、とにかく何億と資金を投じて一つの半永久的な資産を得るわけですから、それらをチェックするといふ点に対して、この程度の手数料というものは当然であると、またこういう法律が制定されましたら、そういうような建物につきましては、法律の限度一ぱい手数料をいただきたいと横浜市は思つております。

○田中一君 横浜じや年間手数料どのくらい取つておられますか。

○参考人(内藤亮一君) 先ほど申し上げましたが、昭和三十二年度の決算によると八百万円でありまして。

○田中一君 小さなものでは、そうなつてみると、そこで私たちは手数料とかそういうものの増額ということ、今の社会の状態から見ても望ましくないという考へ方を持つておる。で、当然これはあなた方はサービス・ポイなのだから、何も決して手数料をもらわなければいけません。だからそういうきまりきつていられるから、そういう計算はきまつていられるから、そんなものは横浜市がなくなつて、東京都がなくなつていいのですよ、学者その他が集まつて機関を作つて、そこでみんな通ればあなたの方でも非常に手続が簡素化されて、今言つたように、建築主事がそうした間

のある方はございませんか。——御質疑もございませんようですから、参考人の方々に對する質疑はこの程度で終了いたしたいと思います。

参考人の方々には長時間貴重な御意見を述べ願ひまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

それでは本日はこの程度において散会いたします。

午後零時五十七分散会

昭和三十四年二月二十七日印刷

昭和三十四年二月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局